

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会について

平成16年4月14日
環境大臣決定
文部科学大臣決定

1. 趣旨

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本方針の案を環境大臣及び文部科学大臣が作成するに当たっては、同法において「広く一般の意見を聴くこと」と定められている。

そこで、パブリックコメントの募集などを通じて、広く意見を聴くとともに、有識者や環境教育等を行う者等で構成する「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催し、専門的見地からご議論いただき、環境大臣及び文部科学大臣が基本方針の案を作成する際の参考にする。

2. 検討事項

- (1) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項
- (2) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (3) その他環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する重要な事項

3. 組織等

(1) 懇談会

懇談会は、上記検討事項に関連する学識経験者や環境教育に関する者等のうちから、環境大臣及び文部科学大臣が委嘱する者をもって構成する（別紙参照）。

懇談会に座長をおき、懇談会委員の互選によってこれを定める。座長は懇談会の会務を総理する。

(2) その他

懇談会は、必要に応じて懇談会委員以外の学識経験者、環境教育に関する者等の出席を求めることができる。

懇談会の庶務は、環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室及び文部科学省生涯学習政策局社会教育課が共同して処理する。

懇談会は、原則として公開とする。

4. 期間

平成16年5月10日から基本方針の閣議決定を行う日までとする。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会委員

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 青木 清隆 | 千葉県総合教育センター指導主事 |
| 大野 重男 | 川に学ぶ体験活動協議会代表理事 |
| 岡島 成行 | 大妻女子大学教授 |
| 小関 洋治 | 和歌山県教育委員会教育長 |
| 加藤 清氣 | 財団法人都市農山漁村交流活性化機構専務理事 |
| 加藤 三郎 | 特定非営利活動法人環境文明21代表理事 |
| 川勝 平太 | 国際日本文化研究センター教授 |
| 絹谷 幸二 | 東京芸術大学教授 |
| 小澤 紀美子 | 東京学芸大学教授 |
| 笹之内 雅幸 | トヨタ自動車株式会社環境部渉外グループ担当部長 |
| 鈴木 国夫 | 財団法人ボーイスカウト日本連盟理事・総コミッショナー |
| 高橋 秀夫 | 社団法人日本経済団体連合会環境技術本部部長 |
| 竹下 景子 | 女優 |
| 田原 直樹 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所長、兵庫県立人と自然の博物館次長 |
| 二瓶 啓 | 日本製紙株式会社環境部長 |
| 広瀬 敏通 | 特定非営利活動法人ホールアース研究所代表理事 |
| 堀内 一男 | 跡見学園女子大学文学部人文学科教授 |
| 丸田 頼一 | 社団法人環境情報科学センター理事長、千葉大学名誉教授 |
| 宮林 茂幸 | 東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科教授 |
| 山本 恒夫 | 八洲学園大学教授、筑波大学名誉教授 |
| 養老 孟司 | 北里大学大学院教授、東京大学名誉教授 |

(五十音順)

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

(平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

基本方針の部分のみを抜粋

(基本方針)

第七条 政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の動向等を勘案して、定めるものとする。
 - 一 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項
 - 二 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する重要な事項
- 3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。
- 5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。
- 6 環境大臣及び文部科学大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(人材認定等事業の登録)

第十一条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって主務省令で定めるものを行う国民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

(中略)

4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。